

王府文書「訴訟」に見る陶工記事について

—新参議氏島袋家を中心に—

大城 直也

はじめに

近世琉球における窯業史については、多くの研究が報告されている。とりわけ、美術史や考古学に関する視点で豊富な蓄積がある¹。しかし、文献史料を中心とした歴史学の視点は、それほど多くはない²。それは、近世期の窯業に関するまとまった史料が乏しいことに起因すると思われる。

ところで、近世の壺屋村には陶工の技術を用いて、士身分へ上昇した者がいる。彼らは、家譜作成を許可されており、それらは戦前に比嘉朝健や鎌倉芳太郎らが写本を行い、現在に残されている³。

さて、首里王府の文書には、「訴訟」と称する史料がある。その史料性格については専論がなく、不明な点が多い。その中で、尚家文書463号「光緒二年子正月より□□十二月迄 訴訟 評定所」（以下、「訴訟」）に、窯業に関する記事がある。後段で内容について紹介するが、泉崎村在住の島袋家⁴に関するものである。

本稿では、「訴訟」から見える島袋家の記事を紹介する。以下では、①「訴訟」の特徴について、②島袋家について、③史料紹介、④史料の内容、と行論を進めていきたい。

1 「訴訟」について

まず史料本文を紹介する前に、「訴訟」の特徴について考えてみたい。

近世の首里王府において、表十五人が琉球国の内政と外交に関する様々な案件を審議し、摂政・三司官へ上申ししていた。こうした審議事項をまとめたのが「僉議」と称された史料である。こうした「僉議」の構造については、古くは奥野彦六郎氏⁵、近年では豊見山和行氏⁶が若干の言及をしているものの、「僉議」に関する専論は未だ無いのが現状であろう。豊見山氏は、この僉議の構造について、表十五人が「…合議によって見解を集約し、反対意見を含め、上位の摂政・三司官へ上申する機構として機能していた」と指摘する⁷。ただし、複数の僉議が上申された場合、摂政・三司官の判断によって、特定の意見について国王へ上申（お伺い）し、その決済を終えることが、国王による最終判断として位置づけられていた⁸。

これは、士の跡目相続についての審議も同様に行われており、それを集成したのが「跡目僉議」という史料である⁹。

それでは、「訴訟」はどのような特徴があるのだろうか。「訴訟」と称される史料は、現在、浦添市教育委員会から刊行された『琉球王国評定所文書』（以下、『評定所文書』）に所収している「訴訟 写」と、尚家文書に伝来する5冊である。列記すると次の通りである。

〔『評定所文書』〕

- ・「訴訟 写（道光26年～27年）」（『評定所文書 第2巻』）

〔尚家文書〕

- ・460号「訴訟」（1836年）
- ・461号「訴訟」（1869年）
- ・462号「訴訟」（1870年）
- ・463号「訴訟」（1876年）
- ・464号「訴訟」（1878～1879年）

尚家文書に伝来する5冊のうち、それぞれの史料が未修理の状態であるため、確認ができない。しかし、463号の光緒2（1876）年「訴訟」は修理が済んでいるため、検討が可能である。

豊見山氏は本史料について、「「訴訟」と標題のある文書は、裁判関係を示す訴訟文書の意ではなく、王府役人が病気等を理由に勤務を辞退する申請者とそれへの可否状況を示す文書である。当該期においては、要望・申請とも称していることに留意する必要がある」¹⁰と指摘する。この様に、「訴訟」に収録されている記事は、いくつかのバリエーションがある。その種類を大別すると、次の通りである。

- 位階の申請
- 功績の認定に関する申請
- 役の交替や辞退に関する申請
- 改名の申請
- 長寿者の褒賞に関する申請
- 元服の申請
- 跡目相続の審議に関する申請
- 氏・名乗りの申請

次に、収録記事の特徴を紹介するため、いくつか事例を掲げてみたい。

【史料1】¹¹

本文同日御書院当御取次達

上聞相済候付、日帳主取川平親雲上ニ而御座印押渡、

口上覚

乍恐申上候、私事同席佐久本里之子親雲上同名ニ而差支候付、同役中仲尾次与改名被仰付置候處、右佐久本東京詰書役被仰付候間、本名佐久本与唱候様被仰付被下度奉願候、此旨宜様被仰上可被下儀奉頼候、以上、

子

御評定所

二月

寄筆者 仲尾次筑登之

本史料は、家名の変更を申請したものである。それによれば、佐久本を名乗っていたが、同じ職場

に佐久本がおり差し支えるものがあつた。そのため、役についている時は、佐久本から仲尾次へと変更になった。その後、佐久本は東京琉球館詰の書役になるため転勤した。申請者(仲尾次筑登之)は元々の名前である佐久本へと変更を許可してもらいたい。この件をよろしく申し上げていただきたい、とある。この顛末は、前文にある様に御書院当が国王へ取次を行い、国王の決裁を受け、日帳主取(川平親雲上)より御座印を押し渡されている。このことから、御評定所寄筆者の仲尾次筑登之の申請が通った、という事であろう。

次に他の記事も見よう。

【史料2】¹²

本文故石川跡目之儀、一門・親類・見立替を以て申出、於御系図座披露吟味此訴通被仰付度旨被申出候付、子十月廿六日御系図奉行中取吟味之通被仰付度旨九通之書付取添、御書院当御取次奉伺相済候付、日帳主取足佐渡山親雲上ニ而御座印押相渡候也…

【史料2】は、士の跡目相続に関わる記事である。亡くなった石川の跡目について、一門・親類から申し出があつた。御系図座において吟味を行い、希望の申請通りに仰せ付けて頂きたいとあつた。そして御系図奉行中取で審議を行い、吟味の結果と九通の書付を取り添えて、御書院当が取り次いで国王へお伺いを行った。その後、日帳主取足(佐渡山親雲上)が「御座印」を押印すること、とある。この前文の後に、本題の跡目相続に関わる審議事項の書付(「覚」「口上覚」)が収録されている。

ただし、「訴訟」に収録されている記事の記事に関する決裁過程は、上記だけではない。他の事例も見いだせる。

【史料3】¹³

本文子二月十九日日帳主取川平親雲上ニ而遂披露、
御座印押渡候、
覚

西村嫡子

根路銘子

恵渥

西村叡氏嫡子当歳四拾弍

一根路銘筑登之

恵孝

泉崎村成氏嫡子当歳三拾六

一嘉手刈筑登之

林蔚

久米村葉氏嫡子当歳四拾弍

二福原筑登之親雲上

兼才

西村平氏嫡子当歳四拾七

二大城筑登之

安伴

右、光緒元年乙亥三月〈一運送船、二夏楷船〉積荷御取締ニ付、当座寄掛被仰付、昼夜詰込嚴重相勤、抜荷一切無之候間、御扶持所役同様六ヶ月之勤功御取持被仰付可被下候、以上、

子二月

高奉行

翁長里之子親雲上

亀川親方

【史料3】は光緒元（1875）年の3月に、運送船と夏楷船の積荷の取締について、根路銘子恵渥らの4人が昼夜をかけてその任を果たした。そのおかげで、抜け荷が起きなかったため、高奉行（翁長里之子親雲上・亀川親方）が4人らの勤功を認めてほしい旨の申請である。この申請に対して「本文子二月十九日日帳主取川平親雲上ニ而遂披露/御座印押渡候」（/は改行）とあることから、申請が通ったものと思われる。

ところでこの事例は、【史料1】と【史料2】とは違って、諸座諸蔵で申請を行い、御書院当を通じて国王にもお伺いが行われていない。諸座諸蔵から日帳主取に報告され、そこで決裁を受けたものと思われる。

このことから、「訴訟」に収録されている審議・決裁過程はすべて同じという訳ではなく、国王へ報告されたものもあれば、それより前の日帳主取まで報告され、審議・決裁されたものが収録されている、と言えよう。それらの決裁が終わり、認定されたものを修成したのが、「訴訟」と考えられる。

ただし跡目相続の事例は、「訴訟」や「僉議」にも収録されている。このことから、その審議の違いはどこが違うのか。こうした点は今後の課題である。

2 新参議氏島袋家について

琉球王国時代における壺屋村の創設は、七チネーから始まったとされている。七チネーは、七家族を指しており、壺屋では「組屋敷」とも称され、壺屋村創設当時に王府から、屋敷を拝領した家族のことという。大城精徳氏によれば、七チネーは次の通りである¹⁴。

- ①トーフヤー（姓：島袋／名乗り頭：秀）
- ②カマニー（姓：高江洲）
- ③カーラブチ（姓：島袋・渡口）
- ④アガリ（姓：新垣／名乗り頭：栄）
- ⑤メーヌウチ（姓：島袋／名乗り頭：常）
- ⑥イーヌシャ（姓：国場・小橋川）
- ⑦トゥグチ・ベークミー（姓：渡口）

現在の壺屋地域では、⑤の家名が「島袋」、名乗りに「常」が用いられている家系がある。これま

での研究では、管見の限り、⑤の島袋家が士身分だったという指摘はない。

後段でいくつかの史料を紹介するが、⑤にあたる「常」が用いられている家は、士身分と推測される。まずは、『球陽』に次のような記事が見いだせる。

【史料4】¹⁵

本国、去年秋より本年春に至るまで、饑饉荐りに臻り、饑者甚だ多し。此れに因りて倉を発して饑を賑ふも、公家の用度、実に敷かざるの際に在り。幸に当蔵村の頼大恩津嘉山筑登之親雲上珍隆・泉崎村の延承寿城間筑登之親雲上の母の四名有り。銅錢八万五千貫文を將て官に奉借す。是れに由りて津嘉山・城間の母の二名を賞して譜代籍を賜ひ、宮城・島袋の母二名を賞して新家譜を賜ひ、以て其の行くを表す。

この記事は、1827年の時期の内容である。大意をみると、去年（1826年）の秋から今年の春まで飢饉が起き飢えている人が多い。幸いに当蔵村の頼大恩津嘉山筑登之親雲上珍隆、泉崎村延承寿城間筑登之親雲上の母ら四名が、銅錢八万五千貫文を王府に献金した。これによって、津嘉山と城間の母二名は譜代籍を、宮城・島袋の母二名は新家譜を賜った、とある。

ここで興味深いのは、新家譜を賜った島袋の内容である。これに関連して、「琉球処分」以降に編纂された『氏集』（1894年）の16番那覇士の項に次のようにある。

【史料5】¹⁶

新参大宗議氏思戸 新参議氏 嶋袋筑登之親雲上

この上段は、系図の立口（系祖）であり、下段は氏名と家名を指している。献金などによって新しく家譜を作成しているため、「新参」と氏の上に付いている。そして、立口が「思戸」とあり、名乗頭が用いられていない。このことから、女性の立口と考えられる。これら二つの史料から、泉崎村居住で女性（「島袋の母」・「思戸」）が王府へ献金を行い、新しく家譜をもらった。それが新参議氏の島袋家と推測される。

さて、現在の島袋家には、近世期に作成されたと思われる位牌が伝来している。その中身は次の通りである。

【写真1】島袋家に伝来する位牌（表）



【表1】前ヌ内島袋家位牌 記載銘一覧

※凡例

- ・戒名記載面を正面として左から右に番号を割り振っている。
- ・No.1～No.11までは位牌の上段、No.12～No.22までは位牌の下段である。
- ・/は改行を示している。

No.		銘	人名	西暦	
1	表	昭和十四年旧三月十四日亡去 / 故島袋常教靈位 / 一乗不空信士 位	島袋常教	1939	上段
	裏	—			
2	表	雍正四年未…/ 六月廿…/ 島袋常德	①不明 ②島袋常德	① 1726 ② 1949	
	裏	(一九四九年) / 昭和二十四年八月四日寂 / 享年三十六歳			
3	表	大清光緒二年丙子 / 安心常樂信士靈位 / 九月二十日	安心常樂信士	1876	
	裏	—			
4	表	※不明	不明	—	
	裏	—			
5	表	自心宗悟信士	自心宗悟信士	1885	
	裏	光緒十一年 / 乙酉二月廿七日			
6	表	解心宗脱信士	解心宗脱信士	1842	
	裏	道光貳拾二年壬寅九月 / 十三日			
7	表	□□□□□童子	童子	1817	
	裏	嘉慶二十二年丁丑十月朔日			
8	表	※不明	不明	—	
	裏	—			
9	表	一輪心月禪定門	一輪心月禪定門	1826	
	裏	道光六年丙戌八月朔日			
10	表	…宗悟禪定門	宗悟禪定門	1846	
	裏	道光貳拾六年丙午六月 / 十六日			
11	表	道光十九年己亥 / 十一月廿七日□	不明	1839	
	裏	—			

12	表	積徳妙寿信女	島袋オト	1967	下段
	裏	一九六七年丁未十月五日旧九月二日卒 / 島袋オト / 行年八十六歳 昭和四二			
13	表	釋鶴寿信女	島袋ツル	2011	
	裏	(二〇一一年) / 平成二十三年七月八日寂 / 島袋ツル享年九十七歳 常德ノ妻			
14	表	帰元心月円妙信女靈位	心月円妙信女	—	
	裏	酉十月二十九日			
15	表	…二年 / …	不明	—	
	裏	—			
16	表	…三十年 / 空山…	空山	—	
	裏	—			
17	表	…香信女	香信女	1867	
	裏	同治六年丁卯十月十三日卒			
18	表	…七〇… / … / …十四	不明	—	
	裏	—			
19	表	嘉慶二十三年戊寅 / 自心宗土禪定尼 / 七月四日	自心宗土禪定尼	1818	
	裏	—			
20	表	寿岳妙永禪尼	寿岳妙永禪尼	1832	
	裏	〈線彫〉道光十二年壬辰十月十三日 / 道光十〇年 死 / 壬辰 / 壬辰			
21	表	寿安妙長禪定尼	寿安妙長禪定尼	1827	
	裏	道光七年丁亥十月二日死歳 / 九十二〇丁亥〇月廿三日新家 / 譜			
22	表	乾隆十九年甲 / □□□□…	不明	1754	
	裏	—			

【表1】は、島袋家伝来の位牌の概要である。位牌の大きさは、縦は50cm、横は70cmである。また位牌の形態は、「トー・イーフェー」と呼ばれるものであり、上下二段に分かれている。上段が男性、下段は女性である。位牌の中身を概観すると、雍正・乾隆・道光・同治・光緒年間から、近現代の時期では、昭和（戦前）、平成の年号が見いだせる。ただし、すでに文字が薄くなっているものが多く、戒名や没年が不明な者が少なからずある。

さて、この位牌の中から重要な情報として、No.21の「寿安妙長禪定尼」である。戒名はあるが、実名は不明である。その裏面を見ていくと、道光7（1827）年の92歳で亡くなっている。その次の行に「新家/譜」とある。ここで出てきた道光7（1827）年は、『球陽』に収録されている【史料4】

と時期が符合する。

したがって、【史料4】の王府へ献金を行い、家譜を賜った島袋筑登之の母が、【表1】No.21の「寿安妙長禪定尼」と推測され、新参議氏の立口（系祖）である「思戸」と同一人物と考えられる。

また、島袋家には士身分と思われる資料の1つとして文書箱が伝来している（【写真2】）。

【写真2】島袋家伝来の文書箱



この文書箱は那覇市歴史博物館に寄贈されたもので、材質は木製、法量は横約36.5cm、奥行約27.8cm、高さ約24.0cmである。表の右端に「光緒十五年 丑旧八月」とあり、中心には「一門帳箱」とある。したがって、この文書箱は、光緒15（1889）年に仕立られたものと考えられる。こうした文書箱に、「新参議氏 島袋家」の家譜や、それに関わる文書が保管されていたのだろう。

次章では、19世紀に士身分となった島袋家の動向について紹介したい。

3 史料紹介—「訴訟」に見える関係記事—

〈凡例〉

- ・翻刻については、原文通りに活字化した。
- ・史料を読みやすくするため、適宜読点を付した。
- ・本史料は、尚家文書463号「光緒二年子正月より□□十二月迄 訴訟 評定所」（那覇市歴史博物館所蔵）に所収しているものである。

No. 1

本文丑九月廿九日、日帳主取摩文仁親雲上ニ而
遂披露、御座印押渡候、

覚 嶋袋筑登之泉崎村嫡子

常勇 嶋袋筑登之

右者、御近習御用并当御殿御用彩色御道具并上御道具類以前者唐江御詔為被仰付事
候得共、右御道具物類御注文不相成候付、拾四年戊子年より当分迄、右嶋袋江焼調
方被仰付候處、上夫ニ拝調置申候、然者右御道具物之儀、都而御本差出焼調方被仰
付候故、別而手六ヶ敷有之候處、御用之程厚汲受、夫々上夫拝調御用相立申事御座
候間、何歟願出之砌、其功劳御見合被仰付被下度存奉候、以上、

附、為御見合御道具取〆書取添差上申候、

丑

大美御殿大親

九月

名嘉山里之子親雲上

平良親方

高宮城親方

覚

- 一、彩色御耐家五ツ
- 一、御紋付同五ツ
- 一、同壺済入御茶家貳ツ
- 一、同七合入同貳ツ
- 一、彩色御盃五ツ
- 一、御紋付御耐家五ツ
- 一、彩色御耐家三ツ
- 一、御紋付御菜皿三束
- 一、雲形絵之御茶わん貳束
- 一、御紋付御筭寒三束
- 一、同御茶わん壺束
- 一、同壺尺四寸程御さ阿く貳ツ
- 一、同五済入居瓶壺ツ
- 一、同三済入同壺ツ
- 一、同三合入茶御茶家六ツ
- 一、同五合入同七ツ
- 一、同かん菊御茶家貳ツ
- 一、同御茶わん壺束
- 一、同御さ阿く壺ツ
- 一、同御茶わん壺束

一、同御盃壺束
一、同御茶わん壺束
一、同三合入御巢焼六ツ
差渡八寸程
一、御紋付美ふたまかり壺ツ
同七寸程
一、同壺ツ
同六寸程
一、同壺ツ
一、同御茶わん壺束
一、同落茶御茶わん壺束
一、同五合入御茶家壺ツ
一、美火鉢式ツ
一、御紋付御巢焼五ツ
一、御手水料壺三ツ
一、御紋付御湯耐々家拾五ツ
一、同御下溜八ツ
一、同御茶わん式束
差渡九寸程
一、同美ふたまかり三ツ重壺通
一、同御茶わん式束
一、御中刺拝御湯皿式ツ
一、御手水料壺式ツ
一、御紋付御茶わん壺束
差渡八寸程
一、美ふたまかり三ツ入子壺通
一、雲形絵御紋付御茶碗壺束
一、玉色同半束
一、御手水料壺式ツ
一、雲形絵御茶わん壺束
一、御紋付御菜皿壺束
一、御手水料壺壺ツ
一、壺済入御茶家三ツ
丑
九月

No. 2

本文丑九月廿九日、日帳主取摩文仁親雲上ニ而遂披露、
御座印押渡候、

覚 嶋袋筑登之

泉崎村嫡子

常勇

嶋袋筑登之

- 一、琉白上焼御紋付三合入御茶家弐ツ
- 一、同弐合入同弐ツ
- 一、同御紋付一垣御煎茶之椀壺束
- 一、同彩色三合入御茶家弐ツ
- 一、同弐合入同弐ツ
- 一、同御紋付御煎茶之椀三束
- 一、同上焼御紋付五入御茶家七ツ
- 一、同弐合入同六ツ
- 一、同白上焼御紋付御煎茶之椀弐束
- 一、同一垣同壺束
- 一、同彩色三合入御茶家六ツ
- 一、同弐合入同五ツ
- 一、同白上焼御紋付三合入御茶家拾七ツ
- 一、同四合入七ツ
- 一、同御煎茶之椀五枚
- 一、同一垣同五枚
- 一、同白上焼彩色四合入御茶家五ツ
- 一、同三合入同八ツ
- 一、同白上焼一垣御煎茶之椀壺束
- 一、琉白上焼彩色一垣御盃弐束

右御用ニ付、御詔被仰付候處、入念丈夫ニ焼調差上御用相立申候間、何歟願出之砌、其勲功御
取持有御座度奉存候、以上、

丑

九月

仲里里之子親雲上

喜友名里之子親雲上

4 「訴訟」の収録記事について

(1) 史料本文の概要

前掲史料は二つに分けられる。まずは、No. 1 である。「覚」の下に、嶋袋筑登之泉崎村嫡子とある。

また、その近くには「常勇」と名乗りがあることから、新参議氏島袋家と思われる。さて、その内容を概観すると、以下の通りである。御近習の御用と大美御殿の御用で用いられる彩色御道具・上御道具類について、前回は中国モノを使っていたが、これらの御道具の御注文が出来なくなった。そのため、同治14年（恐らく光緒元（1875）年）から翌年まで右の島袋常勇へ焼き調えを命じたところ、上夫に調えた。これらの道具について作製が難しいが、御用のほどを汲んでそれぞれ上夫に調えた。そうしたこの功勞について認めてほしい、と大美御殿大親（名嘉山里之子親雲上・平良親方・高宮城親方）から申請があった。その次の「覚」が作製した焼物のリストとなっている。

次がNo. 2である。この記事も、No. 1と関連して島袋常勇が王家の御用のため、丈夫な焼物を作り調えた。そのことを勲功として認定してほしい、という申請である。その中には、作成した焼物のリストがある。

ところで、No. 1で出てきた「彩色道具」とは何だろうか。先行研究では、「彩色」の技術は、那覇士である用姓仲村渠家の4世仲村渠到真が中国で学んだ技術という。これは、「用姓家譜 仲村渠家」の同人の譜に見いだせ¹⁷、このことを踏まえて、倉成多郎氏は「彩色」という語は、単色と異なる複数の色彩を用いた製品を意味しており、色彩を伴う加工技術であり、19世紀中葉では赤絵技法ではないかと推察している¹⁸。このことを踏まえると、島袋常勇は色彩を伴う製品、すなわち作製リスト（「覚」）に見える「彩色御耐家」、「彩色御盃」などの赤絵技法と思われる諸道具を作っていた。その一方で「琉白上焼御紋付三合入御茶家」などの白土を用いたと思われる上焼も作製していた。それらを首里城の御近習や大美御殿へ納めていたのである。

そして、島袋常勇の勲功が認定され、日帳主取（摩文仁親雲上）によって評定所印（「御座印」）¹⁹が押された。それが評定所内で認定された事例であるため、「訴訟」に収録されたと考えられる。恐らく、認定を通知された下達文書は、島袋家にも通達され、【写真2】の「一門帳箱」に収められ、保管されていたのではないだろうか。

（2）琉球国内における壺屋村の位置づけ

ところで、前章で紹介した記事の中で興味深い一つとして、島袋常勇が那覇の泉崎村に居住していたことである。島袋常勇は、どこで焼物を作っていたのだろうか。17世紀に入ると窯業施設は壺屋へ統合されたとされる。島袋常勇が居住していた泉崎村には、湧田窯があり、発掘調査の成果では、壺屋統合以降も用いられていた状況が浮かび上がってきている²⁰。

こうした事柄に関連して、壺屋村と泉崎村の関係性が分かるものに「乾隆四年 親見世日記」がある。度々、先行研究で紹介されているが、次に掲げたい。

【史料6】²¹

…此中之通、壺屋村居住仕、入念御物御番からめき、且又御細人之儀茂泉崎村之人共より過半被勤候故…

この記事は、乾隆4（1739）年における真和志間切と那覇のなかで、壺屋村をどのように位置づけるのか、それを巡った記事の一部である。その中で傍線部にあるように、壺屋村の御細工人の過半数は泉崎村の者たちである、という。

こうした事情を踏まえると、「親見世日記」にも見える乾隆4（1739）年から、近世末期まで一部の陶工は、泉崎村に居住し、そこから壺屋村へ出勤する勤務体制が継続していたと考えられる。

おわりに

本稿では、「訴訟」の性格について概観しながら、近世壺屋村を支えた集団（七チネー）の一つである島袋家について、関係史料を紹介した。

『球陽』や『氏集』、「訴訟」の記載内容、そして現在の島袋家に伝来している位牌札や文書箱の伝来を踏まえると、島袋家は新参議氏として士身分だったと指摘できよう。この名乗り頭「常」は現在も継承されており、壺屋地域の陶工として活躍されているのである。

ところで、今回紹介した史料にみえる諸焼物の名称と、現在伝来しているモノ資料との突合せは重要と考える。この作業は、さらに史資料を集めることで特定する必要があるだろう。今後の課題である。

本稿は主に史料紹介が目的であるが、尚家文書に伝来する史料の中からは、断片的な近世壺屋に関する記事はまだ拾えそうである。「訴訟」や「廻文」は、未修理な状態であるため、今は確認することはできない。しかし、今後修理が終わり、順次公開されていけば、さらに近世壺屋に関する記事の収集・検討することができよう。こうした作業は、今後必要である。

〈付記〉

本稿を作成するにあたって、壺屋焼物博物館の倉成多郎氏、比嘉立広氏、又吉幸嗣氏より、多くのご教示を賜った。また、那覇市歴史博物館の伊集守道氏・鈴木悠氏より、島袋家の位牌に関する資料をご提供頂いた。また、位牌の写真掲載にあたっては、島袋常汪氏よりご高配を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。

¹ 近年の成果として、倉成多郎『壺屋焼入門』（ポーターインク、2014年）、同「近世琉球の赤絵生産について」（佐々木達男編『中近世陶磁器の考古学 第14巻』雄山閣、2021年）、同「近代尚家日記にあらわれる丁子風炉について」（『壺屋焼物博物館紀要』第24号、2023年）、吉田健太「壺屋ニシメ窯跡における瓶・徳利」（『壺屋焼物博物館紀要』第24号、2023年）、池田榮史「近世琉球窯業の展開と対外関係」（渡辺芳郎編『2016～2020年度科学研究費補助金 基盤研究（B）研究成果報告書（課題番号：16H03510）近世国家境界域「四つの口」における物資流通の比較考古学的研究』鹿児島大学法文学部、2021年）、石井龍太「近世琉球」の考古学研究」（『琉大史学』第20号、2018年）などがある。

² 伊集守道「窯業の中心地・壺屋の誕生」（安里進・外間政明編『古地図で楽しむ首里・那覇』風媒社、2022年）、同「山川瓦窯考」（『壺屋焼物博物館紀要』第24号、2023年）がある。

³ 仲村顕・輝広志「資料編 琉球陶工家譜」（沖縄県立博物館・美術館、那覇市立壺屋焼物博物館編『琉球陶器の来た道』沖縄県立博物館・美術館、2011年）。

⁴ 本稿では、史料中に登場する「嶋袋家」ではなく、現在の家名として用いられている「島袋家」と表記する。

- ⁵ 奥野彦六郎『沖縄の人事法制史』（至言社、1977年）。
- ⁶ 豊見山和行「近世琉球の政治構造について一言上写・僉議・規模帳等を中心に一」（西村昌也ほか編『周縁の文化交渉学シリーズ六 周縁と中心の概念で読み解く東アジアの「越・韓・琉」—歴史学・考古学研究からの視座—』関西大学文化交渉学教育研究拠点、2012年）。
- ⁷ 同上、豊見山論文、36頁。
- ⁸ 同上、豊見山論文、36頁。
- ⁹ 豊見山和行「政務・財政関係資料」（那覇市歴史博物館編『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて 尚家資料／目録・解説』沖縄タイムス社、323頁）。
- ¹⁰ 同上、豊見山論文、322頁。
- ¹¹ 尚家文書四六三号「光緒二年子正月より□□十二月迄 訴訟 評定所」（那覇市歴史博物館所蔵）。
- ¹² 同上、「訴訟」
- ¹³ 同上、「訴訟」
- ¹⁴ 大城精徳「壺屋の旧跡と陶工達」（『やちむん』第4号、1973年）。
- ¹⁵ 尚瀨王二十四年の条（『球陽 読み下し編』角川書店、1974年、493頁）。
- ¹⁶ 16-2064「新参議氏 嶋袋親雲上」の項（『氏集 首里那覇』（那覇市市民文化部歴史博物館、2008年、69頁）。
- ¹⁷ 譜代四世到真の譜「用姓家譜 仲村渠家」（前掲注（3）『琉球陶器の来た道』所収、35頁）。該当記事は次の通りである。
- 覚
…致渡唐候処、福州ニ者上焼物製作方存知之者不罷居、唐人を手寄厦門人趙世品与申者福州江七ヶ月申請伝受相遂帰帆之比彩色并満花其外色々之焼物相調差出候処、色合彼是結構出来御前御用并御書院方御公介御用始、歴々方且世上之用弁を茂相達候…
- ¹⁸ 前掲注（1）倉成論文 2021年、157頁。
- ¹⁹ 奥野彦六郎氏は、ここでの「御座」とは三司官を指しているという。となれば、関係機関で審議が終われば、三司官印（「法司之印」）を押印していた、と推察される（前掲注（5）奥野著書、574頁）。ただし、『新集科律』に見える条文によれば、評定所印は「三司官印・御物座印」を指している（制書并座印を棄毀の項「新集科律 卷之二」（崎浜秀明編『琉球科律・新集科律・糺明法条・平等所記録』本邦書籍、1986年、257頁）。どちらの印が押印されていたのかは今後の課題となろう。
- ²⁰ 『湧田古窯跡（Ⅰ）—県庁舎行政棟建設に係る発掘調査—』（沖縄県教育委員会、1993年）。
- ²¹ 三月五日の条「乾隆四年 親見世日記」（高良倉吉ほか編『国立台湾大学図書館典藏 琉球関係史料集成 第一巻』国立台湾大学図書館、2013年、435頁）。